

富士宮市ベビーステーション設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、子育て世代が安心して子育てできる環境整備を図るため、ベビーステーションにおいて設備設置事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ベビーステーション 次に掲げる条件を満たすコンビニエンスストア（新設する場合にあっては、満たす予定であるもの）であって、市長の認定を受けたもの（新設する場合にあっては、受ける予定であるもの）をいう。

ア 本市で実施するベビーステーション従事者研修会へ出席していること。

イ 粉ミルク用のお湯の提供をしていること。

ウ 乳幼児用の紙おむつの販売をしていること。

エ 市内で営業していること。

(2) 設備設置事業 ベビーステーションにおいて次に掲げる設備を設置する事業をいう。

ア 格納式おむつ交換シート又は着替え台

イ 固定式子ども用椅子

ウ 紙おむつ専用ダストボックス

エ 家庭用電子レンジ

オ 70度の温度設定ができる電気ポット

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、設備設置事業の実施に必要な経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、設備設置事業を行う前に、規則第3条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 市税完納証明書（本市に市税を納めている者に限る。）
- (2) 施設設置事業に係る見積書
- (3) 設計図書等の写し（補助対象工事の状況及び工事箇所が分かるもの）
- (4) ベビーステーションの認定に係る誓約書（市長の認定を受ける予定である場合に限る。）
- (5) 施工部分の施工前の写真（既存のコンビニエンスストアに設置する場合に限る。）

(実績報告書)

第5条 補助事業者は、規則第10条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、設備設置事業完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 設備設置事業に係る領収書又はそれに代わるもの
- (2) 施工部分の施工後の写真

(消費税仕入控除税額の報告等)

第6条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、補助金を交付する前にあっては当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付するものとし、補助金を交付した後にあっては当該消費税仕入控除税額に相当する額の補助金を返還させるものとする。

(書類の整備等)

第7条 補助事業者は、補助金に関する書類を整備して当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。